

令和4年度 第2回伊勢市農業振興地域整備促進協議会 議事概要

開催日	令和5年2月2日(木)	時間	14時00分～15時10分
場所	御園総合支所2階 講堂	出席者	別紙のとおり

事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度 農用地利用計画の変更について (2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について (3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 農用地利用計画変更の結果について 4 その他 5 閉会
----	---

議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (農林水産課長) ・事務局紹介 ※会長が議長となり進行を行う (議長) ・本協議会は、伊勢市の附属機関に位置づけられていることから、会議の運営上支障が生ずる場合を除き、原則公開となる。しかし、本協議会で審議いただく内容には多くの個人情報が含まれ、公開することで個人や法人の不利益が生ずるおそれがあるため、公開しないこととする。 ・議事の概要の記録については、個人を特定できない記載にて公開する。 ・本日の出席者は、本協議会委員18名中15名が出席のため、伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則第3条第2項により会議は成立。 ・議事録署名者として、森北雅博委員、林慶達委員を指名。 2 議事 (1) 令和4年度 農用地利用計画の変更について (事務局) ・議案の説明に入る前に、伊勢市の農用地区域、伊勢市農業振興地域整備計画、地域農業の振興に関する計画の概要を説明。 ・今回、除外の申出は8件、編入の申出は1件ある。 【除外】 ・4-1の除外目的は自宅駐車場、農振農用地区域の端に当たる。当該地は土地改良事業の実施はない。代替地はないが、必要性について、6台の駐車場が必要であると考えられないため、要件を満たしていないと事務局は判断している。 ・4-2の除外目的は病院駐車場、農振農用地区域の端に当たる。南側に建設予定の病院の駐車場の場所がないため、必要となる。近くに代替地はない。当該地は土地改良事業の完了後8年経過地。 ・4-3の除外目的は農家の分家住宅、農振農用地区域の端に当たる。所有地に代替地がなし。当該地は土地改良事業の完了後8年未経過地。 ・4-4の除外目的は農家の分家住宅、農振農用地区域の端に当たる。所有地に代替地がなし。当該地は土地改良事業の完了後8年未経過地。 ・4-5の除外目的は農家の分家住宅、農振農用地区域の端に当たる。当該地は土
------	--

地改良事業の完了後 8 年未経過地。代替地があるため、要件を満たしていないと事務局は判断している。

- 4-6 の除外目的はなし。当該地は土地改良事業の完了後 8 年未経過地。除外目的がなく今後のために外したいということのため、要件を満たしていないと事務局は判断している。
- 4-7 の除外目的は建売分譲住宅、農振農用区域の端に当たる。当該地は土地改良事業の完了後 8 年経過地。この土地である必要性について、要件を満たしていないと事務局は判断している。
- 4-8 の除外目的は農家の分家住宅、農振農用区域の端に当たる。当該地は土地改良事業の完了後 8 年未経過地。代替地があるため、要件を満たしていないと事務局は判断している。

【編入】

- 編 4-1 は土地改良事業該当による農用区域への編入。10 条第 3 項の農用地等として定めるべき土地の要件に該当するとみている。
- 事務局としては、4-2 から 4-4、編 4-1 を認めていく方向で考えている。

(委員)

- 農家の定義を教えてほしい。農地を持っていれば農家となり農家の分家住宅となるということでもいいのか？

(事務局)

- 農業を営まれているということが、一般的であり、農業の振興に寄与する施設としての農家分家住宅とする場合の農家は代替わりで継いでもらえる方も含めている。現状及び今後の農業状況を申出の際、申告していただいた上で判断している。農地を持っているだけの場合は該当とならない。

(委員)

- 農家かどうかの線引きについて、公平性を保つことができるようにしてほしい。

(事務局)

- 今後も引き続き、行っていく。

(委員)

- 4-1 について、地目宅地で、課税状況はどうなっているのか？現地確認の際、宅地課税であれば外してもいいのではとの意見があったが。

(事務局)

- 課税状況について、現況は宅地とみている。しかし、今回の目的で除外要件を考えると要件を満たしているとは判断できない。ただし、大見直しと言われる特別管理について、検討する余地がうかがえるため、その部分については、申出人等に説明していきたいと思う。

(委員)

- 特別管理の時期はいつになるのか？

(事務局)

- 令和 5 年度は難しい状況。できれば、令和 6 年度から始めたいという意向はある。
- 特別管理で可能かどうか、実施時に要件を確認する必要があるため、必ずしもできるとは言えないが、その話も申出人に説明したいと思っている。

- 「4-2 から 4-4、編 4-1」は承認として、「4-1、4-5～4-8」は不承認とする。

【異議なし】

(2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

(3) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」と「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の策定について」は関連する内容となるため、一括して審議する。

(事務局)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画」「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」に記載の内容は、(1)の全案件が入った形で作成されている。
- 今回の編入案件である整備事業計画の追加を行っている。
- その他現時点で、数値の修正が可能な部分については、修正してある。
- 「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」は、通称27号計画と言う。
- 27号計画に位置付け、除外されている案件について、地図等とともに現況について検証を行ったので、一緒に確認してほしい。

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」、「伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更について」は承認する。

【異議なし】

※議事は全て終了

3 報告事項

農用地利用計画変更の結果について

(事務局)

- 昨年の農振協議会でご審議いただいた案件についての結果を報告させていただく。
- 協議会での議決どおり除外、編入が行われた。ただし、3-1については、県と相談の上、計画変更が不要とのことだったので、計画の修正は行っていない。
- 用途変更については、資料のとおり変更を行った。

4 その他

(事務局)

- 特になし。

(議長)

- 以上をもって伊勢市農業振興地域整備促進協議会を閉会する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会委員

推薦母体	所 属	役 職	氏名	氏名（カナ）	R5.2.2 協議会
伊勢市農業委員	浜郷		川端 善宏	カワバタ ヨシヒロ	
	四郷		泉 一嘉	イズミ カズヨシ	○
	豊浜		中西 重喜	ナカニ シゲキ	○
	北浜		北村 安弘	キタムラ ヤスヒロ	○
	城田		森川 正弘	モリカワ マサヒロ	○
	宮本		中澤 利吉	ナカザワ リキチ	○
	二見		出口 勝信	デグチ カツノブ	○
	御菌		森北 雅博	モリキタ マサヒロ	○
	小俣		大西 正義	オオニ マサヨシ	○
伊勢市管内 土地改良区	宮川用水土地改良区		大西 肇	オオニ ハジメ	○
	宮川左岸第二土地改良区		中西 善夫	ナカニ ヨシオ	○
	宮川右岸御菌土地改良区		世古口 幸雄	セコグチ サチオ	
	伊勢北部土地改良区		天白 和弘	テンハク カズヒロ	○
	豊浜土地改良区		奥山 伊助	オクヤマ イスケ	
	村松土地改良区		山中 茂樹	ヤマナカ シゲキ	○
	小俣町土地改良区		林 慶達	ハヤシ ヨシタ	○
伊勢農業協同組合			喜早 光雄	キソウ ミツオ	○
伊勢市農業委員会事務局			日置 幸美	ヒオキ ユキミ	○
計			18		

事務局

伊勢市産業観光部 農林水産課	課長	野中 孝彦
	農業振興 係長	山中 強
	農業振興係	藤崎 由香